

○没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

北海道公安委員会規則第10号

平成4年6月26日

改正 平成4年7月21日公安委員会規則第12号、6年10月28日第11号、7年3月24日第2号、12年1月21日第1号、13年3月30日第7号、14年10月1日第6号、15年3月25日第3号、21年3月31日第4号、22年3月12日第2号、23年3月22日第2号、27年12月15日第11号、28年3月18日第2号、令和2年3月13日第3号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則をここに公布する。

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

(没収保全等を請求することができる司法警察員)

第1条 北海道警察に勤務する警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。)第19条第3項、不正競争防止法(平成5年法律第47号)第35条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第23条第1項に規定する北海道公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- (1) 北海道警察本部長の職にある者
- (2) 北海道警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 北海道警察方面本部長の職にある者
- (4) 北海道警察方面本部の生活安全課、地域課、捜査課、鑑識課、交通課、警備課、函館機動警察隊、旭川機動警察隊、釧路機動警察隊及び十勝機動警察隊に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (5) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

(地方裁判所への通知)

第2条 北海道公安委員会は、麻薬特例法第19条第3項、不正競争防止法第35条第3項及び組織的犯罪処罰法第23条第1項の規定により没収保全等を請求することができる司法警察員を指定したときは、当該指定された司法警察員の勤務地を管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更が生じたときも、同様とする。

附 則

この規則は、麻薬特例法の施行の日(平成4年7月1日)から施行する。

附 則(平成4年公安委員会規則第12号)抄

- 1 この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成6年公安委員会規則第11号)抄

- 1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成7年公安委員会規則第2号)抄

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年公安委員会規則第1号)

この規則は、組織的犯罪処罰法の施行の日(平成12年2月1日)から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規則第7号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会規則第6号）
この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年公安委員会規則第3号）
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第4号）抄
1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規則第2号）抄
1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規則第2号）抄
1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規則第11号）抄
1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規則第2号）抄
1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公安委員会規則第3号）
1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。